

平成30年7月18日
独立行政法人国立科学博物館

研究開発力強化法に基づく人材活用等に関する方針

国立科学博物館は、自然史及び科学技術史の中核的研究機関としての役割を果たすとともに、我が国の主導的な博物館として、社会教育の振興を通じ、人々が、地球や生命、科学技術に対する認識を深めることに貢献することを使命としている。このため、若年者、女性及び外国人の能力を活用すること等により、研究活動等の推進のための基盤の強化を図ることが重要である。

これらを実現するための具体的な人材活用等に関する方針について、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号。以下「研究開発力強化法」という。）第24条第1項に規定する内閣総理大臣の定める基準に基づき、以下のとおり定める。

1. 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項

- (1) 若年研究者等（若年者、女性又は外国人である研究者等をいう。）を任期の定めのある研究員として採用し、優れた業績を残した者を任期の定めのない研究者として採用する仕組み（いわゆるテニユア・トラック制）について整備を進める。
- (2) 就業規則等に基づき、ポストドクター等の若年研究者等の採用を引き続き進め、研究上の支援に努める。
- (3) 外部の競争的資金を獲得するため、館長裁量経費である科研費採択支援経費の設定、支援部署の設置等、引き続き資金獲得への支援を進める。
- (4) 国内外の学会等への積極的な参加と論文発表の促進を図る。
- (5) 研究員の採用において業績（研究業績、教育業績、社会的貢献等）及び人物の評価において同等と認められた場合は女性を採用する等、男女共同参画を推進する。
- (6) 産前・産後の休暇、育児休業、育児短時間勤務、時間外勤務制限その他の制度や、小学校就学の始期に満たない子を養育するための部分休業制度の活用等を促進することにより、仕事と育児の両立を引き続き支援する。
- (7) 外国人研究者等の能力活用のため、研究を進める上での問題や生活上の諸問題について受入指導者や担当部署が相談を受け付ける等、支援を進める。

2. 卓越した研究者等の確保に関する事項

- (1) 研究業績により当該分野において優れた研究者として認められている者を客員研究員等として採用することにより、卓越した研究者等の確保に努める。
- (2) 必要に応じて、海外から適切な専門家を招聘し、国際的にも高い水準で研究が実施できるよう研究の質の確保に努める。

3. 研究開発等に係る人材交流の促進に関する事項

- (1) 自然史及び科学技術史研究の中核的機関として、外部の研究者との共同研究等を推進する。
- (2) 主要事業である調査研究、標本資料の収集・保管、展示・学習支援を推進するため、外部の研究開発等人材と連携・交流を促進させる。
- (3) 連携大学院制度の活用等により、研究員を大学等に派遣し、将来を担う人材の育成に協力するなど外部との交流を促進する。